

○法務省令第一号  
厚生労働省令第一号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第八條第二項第六号及び第九條第二号(同法第十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年一月八日

法務大臣 上川 陽子  
厚生労働大臣 田村 憲久

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成二十八年法務省令第三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

		改正後		改正前	
別表第一 一〇五 (略) 六 その他(九職種十二作業)		職種	作業	試験	試験実施者
(略)		印刷	グラフィア印刷作業	グラフィア印刷技能実習評価試験	全国グラフィア協同組合連合会
別表第二 一〇六 (略) 七 その他(十七職種三十作業)		RPF製造	RPF製造作業	RPF製造技能実習評価試験	一般社団法人日本RPF工業会
(略)		職種	作業		
宿泊		接客・衛生管理作業			
RPF製造		RPF製造作業			
八 (略)					
別表第一 一〇五 (略) 六 その他(八職種十一作業)		職種	作業	試験	試験実施者
(略)		印刷	グラフィア印刷作業	グラフィア印刷技能実習評価試験	全国グラフィア協同組合連合会
別表第二 一〇六 (略) 七 その他(十六職種二十九作業)		(新設)			
(略)		職種	作業		
宿泊		接客・衛生管理作業			
(新設)					
八 (略)					

附 則  
この省令は、公布の日から施行する。